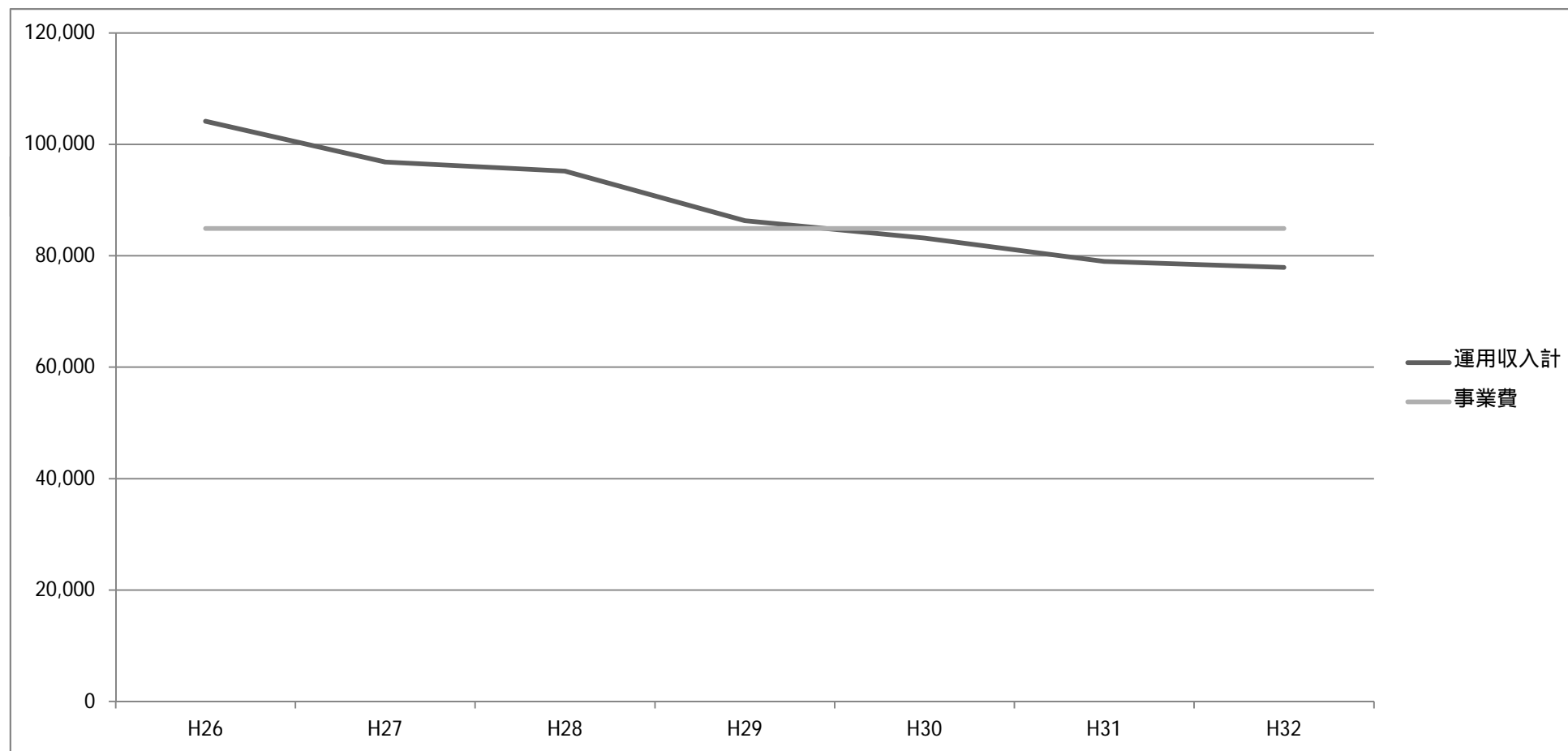


基金 2 1 運用収入と総事業費の年度別対比

(単位 千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
運用収入計	104,119	96,839	95,205	86,272	83,167	78,967	77,930
総事業費	84,884	平成27年度以降は総事業費を平成26年度の事業費で設定。 総事業費は協働事業負担金、補助金、奨励賞、成長支援事業、事務費の合計。					



基金21の規模について

現 状		
負担金上限1000万円、最長5年間		
補助金上限200万円、最長3年間		
奨励賞副賞80万円、5団体		
成長支援事業720万円 1団体		
(単位 千円)		

分 類	細分類	金 額
負担金	12事業	61,623
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 【内訳】 一般部門 8事業 総額 36,173千円 (4,521千円/事業) 課題部門 4事業 総額 25,450千円 (6,363千円/事業) </div>		
負担金計		61,623
補助金	10事業	13,594
補助金計		13,594
奨励賞	5団体	4,000
奨励賞計		4,000
成長支援事業		7,200
事務費		7,037
総事業費		93,454

事業平均 5,135 千円

65.9%

事業平均 1,359 千円

14.5%

4.3%

7.7%

7.5%

100.0%

総事業費に
対するシェア

基金 2 1 の設置の経緯と特徴

【経緯】

当時の岡崎知事の発案・指示により、毎年度の県の財政状況に左右されず、将来にわたって安定的かつ継続的に、ボランティア活動を推進するための事業が展開できるよう、県が持つ貸付債権を原資とした基金を、平成 1 3 年に設置することとした。

予算委員会岡崎知事答弁要旨（平成 1 3 年 3 月 9 日）

「ボランティアの活動についての私の基本的な認識は、2 1 世紀の活力あるかながわ、この社会を形成する上において、ボランティア活動は、今思っている以上に重要な役割を果たしてくれるものであると、このような認識をもっております。」

（中略）

ただ、私は、ボランティアに対する支援というのは、恒常的にやるべきものではまったくないと思っております。」

自主自立を旨として、できるだけ自分で根を張って、理解を得られる方々のサポートの中で、民間で活動すべきものだと思っております、そういうようなものが、これは伸びていってくれたらいいなというようなもののスタートのところで、ちょっと手助けをする、というような面もあるかと思いますが、これもただ、やっぱりモデル的な話だと思います。」

そういうものが定着すれば、それは、県の委託事業になり、何なりとのかみ合わせでもできるわけで、そういった、ある過程、ある部分について、永続的、安定的に、一つ一つのものについて期限を区切ってする、ということが神奈川県における将来のボランティアの活動を、より充実させることになるだろう、そういう気持ちを込めて、そういう考え方で、ボランティアの基金の制度を仕組んだつもりでございます。」

【特徴】

- 1 毎年度の県の財政状況に左右されず、将来にわたって安定的かつ継続的に、ボランティア活動を推進するための事業が展開できるよう基金を設置
- 2 県が入らない第三者機関である、審査会が県民目線で選考する仕組み
- 3 協働の黎明期に、行政の委託による協働ではなく、NPOからの提案による協働事業の仕組みを作ったこと
- 4 応募できる分野に制限がない。（課題部門は課題を限定）
- 5 長期の助成期間（負担金は最長 5 年、補助金は最長 3 年）と人件費も対象であるなどサービスの担い手を育成する投資の要素が大きい。（他の助成制度は 1 年で人件費が対象外となるものが多い。）

基金 2 1 のスキーム変更で条例改正となる事項、要綱改正となる事項

1 条例改正となる事項

(1) 対象者の変更

一般社団法人・一般財団法人など対象者を拡大する場合、又は奨励賞の対象から個人を除くなど対象者を狭める場合

<現状>

「公益を目的とする事業」に自主的に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人（ボランティア団体等）

(2) メニューの変更

協働事業負担金、ボランティア活動補助金、ボランティア活動奨励賞、ボランティア団体成長支援事業の4つのメニューを変更する場合

<現状>

- ・ 県及びボランティア団体等が協働して行う公益を目的とする事業に対する負担
- ・ ボランティア団体等が行う公益を目的とする事業に対する補助
- ・ ボランティア団体等に対する表彰
- ・ ボランティア団体等（個人を除く。）がその活動を自立的かつ安定的に行うための取組に対する支援

(3) 審査会への諮問内容の変更

審査会への諮問内容を変更する場合

<現状>

- ・ あらかじめ、解決を図ろうとする地域の課題を設定しようとするとき。
- ・ 負担又は補助の対象となる事業を決定しようとするとき。
- ・ 表彰の対象となる者を決定しようとするとき。
- ・ 支援の対象となる取組を決定しようとするとき。

2 要綱改正となる事項

上記以外の場合でスキーム変更に関わるのは主に次の事項

- (1) ボランティア団体等の要件（活動拠点が県内、継続した活動、暴力団員ではない）
- (2) 成長支援の受託者の要件
- (3) 負担及び補助の額（上限額）
- (4) 負担及び補助の期間
- (5) 表彰候補者の推薦者
- (6) 表彰の方法（知事表彰状、副賞の上限額）
- (7) 表彰の時期（原則毎年度1回）
- (8) 成長支援の方法（県内のボランティア団体等（個人を除く）の成長に資する事業への委託）
- (9) 支援対象団体の要件